右に掲げる部分以外の部分（法第二条第十一項第二号の業務の用に供される部分（歌謡ショーその他の興行を行う舞台その他これに類する部分に限る。）及び第九条第九号に掲げる部分を除く。）	顧客の通常利用する部分における床面

２　法第六十六条第三項のカジノ管理委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げるカジノ行為区画内の部分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　専らカジノ行為の用に供されるものとして第九条に規定する部分以外の部分並びにケージ及びバウチャー払戻機を設ける部分　百五十ルクス

二　前号に掲げる部分以外の部分　十ルクス

（カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続の認可）

第三十九条　カジノ事業者は、法第六十七条第一項の認可を受けようとするときは、定めようとするカジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続を記載した書面（変更しようとするときにあっては、その内容を記載した書面を含む。）を添付した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

２　第十八条第六項の規定は、法第六十七条第一項の認可について準用する。

（カジノ行為粗収益の集計方法）

第四十条　法第六十七条第二項のカジノ管理委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げるカジノ行為の種類の区分に応じ、当該各号に定める方法により網羅的かつ正確に集計し、算出したものを合計する方法とする。

一　第三条第一項第一号から第九号までに掲げるカジノ行為（次号から第四号までに規定するものを除く。）　テーブルごとに二十四時間を単位とした期間（以下この条及び第四十二条第一項において「集計期間」という。）ごとのイからハまでに掲げる額を合計した額からニからヘまでに掲げる額を合計した額を控除した額を全てのテーブルについて算出し、それらを集計期間の始期の属する日ごとに合計した額を、各月ごとに合計する方法

イ　集計期間中に当該テーブルのチップを顧客に交付等する場合（特定資金貸付業務に係る貸付け及び特定資金受入業務に係る払戻しによって交付等する場合を含む。）に、顧客から現金による支払を受けた額、第五十六条第三項各号に掲げる支払手段による支払を受けた額及びカジノ行為関連景品類による支払を受けた額並びにクレジットカードの利用による支払を受けた額を合計した額（当該テーブルにおいてチップによる特定資金貸付契約に係る債務の弁済を受けた場合には、当該弁済の額を控除した額とする。）

ロ　集計期間の終期において、カジノ事業者がカジノ行為に使用するために当該テーブルにおいて保有するチップの価額

ハ　集計期間中に当該テーブルからチップ等保管庫に回収されたチップの価額

ニ　集計期間の始期において、カジノ事業者がカジノ行為に使用するために当該テーブルにおいて保有するチップの価額

ホ　集計期間中にチップ等保管庫から当該テーブルに補充されたチップの価額

ヘ　集計期間中に当該テーブルで行われたカジノ行為の結果に基づくチップの交付等をテーブル以外の場所で行った場合の当該チップの価額

二　ポーカーのうち、オマハポーカー及びテキサスホールデムポーカーの方法により行われるものテーブルごとの集計期間中における顧客から受け取ったチップの価額を全てのテーブルについて算出し、それらを集計期間の始期の属する日ごとに合計した額を、各月ごとに合計する方法

三　ポーカーのうち、ポーカートーナメントの方法により行われるもの　行われたカジノ行為ごとにイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を全てのカジノ行為について算出し、それらを当該カジノ行為が終了した時の属する月ごとに合計する方法

イ　当該カジノ行為により顧客から受け取ったチップの価額

ロ　イに掲げる額に顧客に払い戻されたチップの価額が含まれている場合は、当該払い戻されたチップの価額

四　電子ゲームシステム等を使用して行うカジノ行為　電子ゲームシステム等ごとにイに掲げる額からロからトまでに掲げる額を合計した額を控除した額を、全ての電子ゲームシステム等について算出し、それらを合計する方法

イ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＣＯＩＮ　ＩＮ」に計上された額

ロ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＣＯＩＮ　ＯＵＴ」に計上された額

ハ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＪＡＣＫＰＯＴＳ」に計上された額

ニ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

ホ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

ヘ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

ト　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

（カジノ行為粗収益の集計の状況の監査）

第四十一条　法第六十七条第三項の規定による監査は、各事業年度中のカジノ行為粗収益の集計が、前条に規定する方法並びに法第六十七条第一項の認可を受けた集計に関する業務の手順及び体制の手続に従って行われているかどうかについて、合意された手続業務により、行われなければならない。

２　カジノ事業者は、公認会計士又は監査法人から、前項の監査の結果が記載された報告書を受領し、当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間内）に、当該報告書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

（帳簿の記録事項等）

第四十二条　法第六十七条第四項の帳簿は、電磁的記録又は書面により作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

一　次のイからニまでに掲げるカジノ行為の種類の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める事項

イ　第四十条第一号に掲げるカジノ行為　各集計期間におけるテーブルごとの同号イからヘまでに掲げる額

ロ　第四十条第二号に掲げるカジノ行為　各集計期間におけるテーブルごとの顧客から受け取ったチップの価額

ハ　第四十条第三号に掲げるカジノ行為　行われたカジノ行為ごとの同号イ及びロに掲げる額

ニ　第四十条第四号に掲げるカジノ行為　各月における電子ゲームシステム等ごとの同号イからトまでに掲げる額

二　カジノ行為粗収益の集計に関し行われた業務の手順及び体制の手続の実施状況

２　前項各号に掲げる事項の記録は、カジノ行為粗収益の集計が行われた時の属する月の翌月十五日の翌日から起算して五年間保存しなければならない。

３　カジノ事業者は、法第六十七条第四項の帳簿に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講じなければならない。